

令和3年度松山市一般会計補正予算（第2号）の 専決処分について

1. 補正予算の概要

今回の補正予算では、愛媛県の営業時間短縮等の要請に応じた飲食店に協力金を給付し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、事業者の経営継続を支援する。

また、経営基盤が特に脆弱な個人事業主やフリーランスなどへ、本市独自に無利子で事業資金の貸付けを行い、資金繰りを支援する。

2. 事業内容

○新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金事業 5,397,310千円

（協力金：52億9,711万円 事務費：1億20万円）

- ・ 給付対象者 要請期間内に営業時間短縮等を実施した市内全域の飲食店（約3,700店）
- ・ 協力金額 時間短縮協力金（4月22日～5月19日要請分）

下記について、全ての期間協力した場合に給付

① 県市連携分（中小企業）：30,000～75,000円（※1）/日×28日

前年度または前々年度の 1日当たりの売上高	1日当たりの協力金給付額
10万円（※2）以下の店舗	3万円
10万円（※2）超から25万円以下の店舗	3万円～7.5万円（※1）
25万円超の店舗	7.5万円（※1）

（※1）まん延防止等重点措置が適用された場合は、国の制度に合わせ、
上限額を10万円に変更

（※2）まん延防止等重点措置が適用された場合は、国の制度に合わせ、
基準額を7.5万円に変更

② 県市連携分（大企業等）：～200,000円（※3）/日×28日

（※3）前年度または前々年度の1日当たりの売上高減少額×0.4（上限20万円）

- ・ 申請期間 要請期間終了後の5月20日（木）以降
- ・ 申請方法 申請期間と合わせ、決定次第周知

【感染対策期延長に伴う愛媛県の要請内容】

対象施設 松山市内全域の飲食店

要請内容 営業時間を5時から20時までに短縮（酒類の提供は11時から19時まで）

対象期間 4月22日（木）～5月19日（水）までの28日間

○新型コロナウイルス対策個人事業主等支援事業（貸付事業） 100,000千円

（貸付金：1億円）

- ・貸付対象者 直近2カ月の売上が前年または前々年同期と比較して10%以上減少している個人事業主、フリーランスなど（中小企業、NPO法人を含む）で、昨年度の松山市個人事業主等支援資金貸付事業利用者は除く
- ・貸付限度額 100万円
- ・貸付金利 無利子
- ・償還期間 7年以内（据置期間3年未満）
- ・受付期間 令和3年5月6日（木）～令和4年2月28日（月）
- ・受付場所 地域経済課窓口（本館8階）、郵送
- ・その他 連帯保証人1名の設定が必要

3. 補正予算の総額

（単位：千円）

区分	補正額	累計	対前年度同期伸率
一般会計	5,497,310	202,251,913	△15.81%
特別会計	—	139,935,500	4.38%
企業会計	—	47,687,200	△1.70%
計	5,497,310	389,874,613	△7.79%
公債管理特別会計	—	17,014,000	0.49%
合計	5,497,310	406,888,613	△7.47%

※補正予算の財源 国庫支出金：4,845,107千円 県支出金：552,203千円

繰入金：100,000千円

※国庫支出金のうち376,588千円は、市単独の地方創生臨時交付金を充当

4. その他

時短営業や外出自粛等の影響を受ける事業者向けの支援制度を、愛媛県と連携して実施する方向で検討しており、制度の詳細等が決定次第、適切に対応する。